

令和5年(2023年)12月22日

第1学年・第2学年保護者各位

山口県鴻城高等学校
校長 金石 芳朗

自転車利用者のヘルメット着用について（お知らせとお願い）

師走の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

また、平素から本校教育に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日からすべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されており、県教育委員会では、自転車乗用中の交通事故での頭部保護の重要性等に鑑み、令和6年4月からすべての県立学校において学校管理下※での生徒の自転車利用中のヘルメット着用が義務付けされることになりました。

本校としましても、県立学校での取組に倣って、下記のとおり義務化することとしました。

つきましては、お子様の命を守るため、保護者の皆様には、ヘルメット着用の義務化について御理解をいただきますとともに、自転車の安全利用について御協力をいただきますようお願いいたします。

なお、ヘルメットは、各家庭で御購入していただくこととしていますが、ヘルメットの購入希望が短期間に殺到することが予想されるため、早期購入に御協力いただき、令和6年4月の着用義務化に向けた準備をお願いいたします。

※学校の管理下…通常の登下校時及び校外活動(部活動・学校行事)も含む。

記

- 1 開始時期及び実施方法
令和6年4月1日から全学年一斉に実施
- 2 適用の範囲
学校の管理下において、生徒が自転車を利用する場合
- 3 ヘルメットについて
必ずSGマークなどの安全性を示すマークの付いたヘルメットとする。